

村県民税・国民健康保険税・所得税 確定申告が始まります。

2月15日(月)～3月15日(火)

確定申告の時期が近づいてきました。申告をしなければならぬ人は、次のページに各地区指定を掲載していますので、午前中においでください。

初めて住宅借入金特別控除を受ける人や、山林所得・配当所得・株式譲渡のある人また、同時に贈与税の申告をされる人は、税務署をご利用ください。所得税の確定申告書を税務署に提出された人は、住民税申告の必要はありません。

確定申告をしなければならぬ人

■平成28年1月1日現在、村内に住所のある人で平成27年中に営業、農業、その他の事業(内職・外交など)、不動産、配当、年金、生命保険料(満期)、国・県・村に収用など所得がある人、または、収

入がない人も収入がない旨の申告をしなければなりません。

■平成28年1月1日現在、村内に住所のある給与所得者で次に該当する人

- ①平成27年中に退職した人
- ②日雇、パート、アルバイトなどの収入がある人
- ③勤務先などから、村に給与支払報告書が提出されていない人
- ④2力以上の事業所から給与の支払いを受けている人
- ⑤給与所得以外に所得のある人
- ⑥給与所得のみの人で、医療費控除などを受ける人

※所得税の申告では給与所得以外の所得が20万円以下の場合には申告する必要はありませんが、住民税・国民健康保険税では所得の多少にかかわらず申告する必要があります。

■所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

【対象となる人】

- ①平成11年1月1日～平成18年12月31日までに新築、増改築して入居した人
- ②平成21年1月1日～平成31年6月30日までに新築、増改築して入居した人

【控除を受けるための手続き】

- ①所得税の住宅借入金特別控除を受ける初年度は、税務署にて確定申告を受けてください。2年目以降は年末調整や確定申告の際、申告されると、住民税住宅ローン控除が適用されます。
- ②給与所得者で年末調整を受ける人の場合、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住年月日」が記載されている人は、確定申告の必要はありません。

【注意】

平成19年と平成20年に入居した人は、住民税住宅ローン控除を受けることはできません！

■平成28年1月1日現在、村内に住所のある公的年金者で次に該当する人

公的年金収入額が400万円未満の人で、村に公的年金支払い報告書が提出されていない人や、生命保険料控除・医療費控

除・社会保険料控除などの所得控除を受ける人

■国民健康保険に加入されている人で、所得税の確定申告や村県民税の申告をしていない人

所得税や村県民税の申告において特別控除などが適用され、課税されていない土地や建物の譲渡(国や地方公共団体に収用された譲渡) 免税所得についても申告を要します。

■遺族年金・障害年金や恩給などを受給している人

申告に必要なもの

申告に来られる際は、次の事項を確認して必要書類を持参してください。

- ①給与所得がある人は源泉徴収票(勤務先からもらってください)
- ②年金受給者は公的年金の源泉徴収票
- ③社会保険料【国民健康保険税・後期高齢保険料・農業者年金・国民年金・介護保険料・生命保険料・地震保険料(ケガの保険の損害控除は廃止)】の支払い証明書
- ④農業・事業所得者は収支内訳

表(収入金額・必要経費などのわかる帳簿、経費の領収書・通帳など)

- ⑤医療費控除を受ける際、領収書やおむつ証明書
- ⑥障害者控除を受ける際は、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
- ⑦税務署から申告書が送付されている人はその申告書を持参。
- ⑧印鑑(所得税の納税・還付などに利用される金融機関の口座と届印)

《e-TAX(電子申告)をされる人》

利用者識別番号の通知書・基本カード(公的認証済)

※所得税の確定申告書を税務署に提出した人は、住民税申告の必要はありません。

〈問い合わせ〉
阿蘇税務署
TEL 0967(22)0551
役場 税務課
TEL(62)9181 (代表)

平成28年 所得税確定申告 日程表 (村県民税・国民健康保険税申告)

申告受付時間 **午前 8時30分～11時30分**／午後 1時～4時
(午前中は地区指定の人が優先です)／(午後1時から指定外の受付をします)

税理士無料相談日を2月25日・26日の2日間設けておりますのでご利用ください。

月日	曜日	地区名	申告会場
2月15日	月	両併一	白水総合センター大会議室
2月16日	火	中松一・吉田二	//
2月17日	水	白川(東)	//
2月18日	木	白川(西)・吉田一	//
2月19日	金	一関二・吉田三	//
2月22日	月	両併二・一関一	//
2月23日	火	中松二・両併三	//
2月24日	水	中松三	電算移動日につき 午後4時で受付締切です
2月25日	木	第八駐在 税理士無料相談日	久木野庁舎
2月26日	金	第二駐在・第七駐在 税理士無料相談日	//
2月29日	月	第五駐在	//
3月1日	火	第四駐在	//
3月2日	水	第三駐在・第九駐在	//
3月3日	木	第六駐在・第一駐在	電算移動日につき 午後4時で受付締切です
3月4日	金	下田・栃木・赤瀬	長陽中央公民館
3月7日	月	加勢・袴野・新所	//
3月8日	火	黒川・長野	//
3月9日	水	喜多・沢津野・乙ヶ瀬	//
3月10日	木	下野	//
3月11日	金	東下田・川後田	//
3月14日	月	立野・立野駅	//
3月15日	火	書類整理日	所得税納付期限 午後4時で受付締切です

下記の人も申告が必要となりますので、必ず申告してください。

- 1 大学生・専門学生
専業主婦
病気などで働けなかったなど無収入の人
- 2 遺族年金・障害年金受給者の人
- 3 専従者給与の方や配偶者・扶養控除の該当の人で、所得証明書が必要な人
- 4 年金400万円以下の年金受給者も住民税申告はしなければなりません！

【申告しないと】

介護保険料の算定
後期高齢保険料の算定
保育料算定
公営住宅入居の申し込み
国民年金免除申請
扶養認定 など
所得証明や課税証明書発行ができないばかりか、軽減などを受けられず不利益を被ることになります。

【注意】

期間内に申告をしていないと、証明書が発行できませんので、ご了承ください。

午前中は指定地区の人で大変混雑しますので、指定日の人が優先となります！
どうしても指定日に来られない人は、**午後から申告ができます**。ご協力お願いします。